

微小粒子状物質（PM2.5）の監視体制について

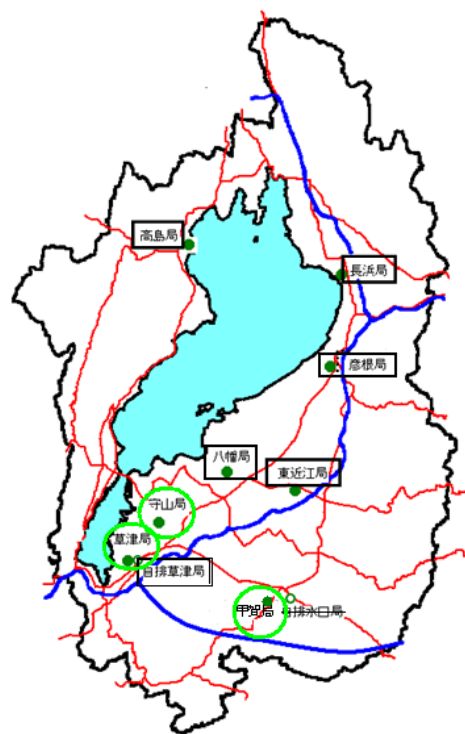
1. 経過

平成 21 年 9 月に環境基本法に基づく環境基準に PM2.5 の環境基準が加えられたことにより、平成 22 年度から都道府県が大気中の PM2.5 の常時監視を行う必要が生じた。PM2.5 の常時監視には、新たな自動測定機器が必要であり、平成 22 年 3 月 31 日付け環境省水・大気環境局長通知において、平成 22 年度から 3 年を目途に整備を図ることとなった。

2. PM2.5 自動測定機(質量濃度測定)の設置について

PM2.5 については、全国的に環境基準を超過しており、自排草津局においても環境基準を超過していることから、本県の他の地域においても環境基準を超過している可能性が高い。例年、環境基準を超過している光化学オキシダントは、他項目と比較して最も多くの測定局(9局)で測定を実施しているので、少なくとも光化学オキシダントと同程度の監視を実施する必要がある。

以上のことから、平成 26 年度までに 9 局全てに PM2.5 測定機器を設置する。(環境省が事務処理基準で示す光化学オキシダントと PM2.5 の必要局数：14 局)



設置年度	対象局	機器数(累計)	備考
平成 21 年度	自排草津局	1	
平成 22 年度	-	1	
平成 23 年度	長浜局、東近江局、高島局、彦根局、八幡局	6	
平成 24 年度	-	6	
平成 25-26 年度	草津局、守山局、甲賀局	9	